

広島県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域〔平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指
定された重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十一年六月二十四日農林水産省告示第九百六十九号（二に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに尾道市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）